

生駒市規則第7号

生駒市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

生駒市消防本部の組織に関する規則（平成7年3月生駒市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「予防課 予防係 建築設備係
市民安全指導課 指導係 災害対策係」を
「予防課 予防係 設備係 指導係」に、「警防係 救急救助係 救急啓発係」
を「消防対策係 警防係 救急係」に改める。

第5条予防係の項第13号を削り、同条建築設備係の項を同条設備係の項とし、同条に次の1項を加える。

指導係

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発行為に係る消防施設の指導に関すること。
- (2) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (3) 防災意識の普及啓発に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

第6条を削る。

第7条通信指令第1係、通信指令第2係及び通信指令第3係の項の次に次の1項を加える。

消防対策係

- (1) 地域防災計画による消防計画に関すること。
- (2) 震災、水火災その他の災害及び救助の対策に関すること。

- (3) 各種出動計画に関する事。
- (4) 消防相互応援協定に関する事。
- (5) 消防及び救助技術の指導並びに訓練に関する事（救急係に係るものを除く。）。
- (6) 各種訓練計画の立案に関する事。

第7条警防係の項第4号を次のように改める。

- (4) 消防地理の管理並びに消防水利の企画及び管理に関する事。

第7条救急救助係の項及び同条救急啓発係の項を削り、同条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

救急係

- (1) 救急の対策に関する事。
- (2) 救急技術の指導及び救急訓練に関する事（市民、事業所等に対するものを含む。）。
- (3) 応急手当の普及啓発に関する事。
- (4) 救急隊及び救急救命士の運用に関する事。
- (5) 医療機関との連絡調整に関する事。

第8条を第7条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げ、第11条の2を第11条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条の次に次の1条を加える。

（臨時の事務の担当）

第18条 課長は、職員の事務量等を勘案して必要があると認めるときは、所属の主幹、課長補佐、指導担当官、係長又は主査に、それらの者が担当する事務以外の事務を担当させることができる。この場合において、主幹、課長補佐及び指導担当官に担当させるときは、あらかじめ消防長の承認を受けなければな

らない。

第17条を削り、第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の2を第13条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正)

2 生駒市消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年10月生駒市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 消防本部警防課 2人